

北海道福祉用具専門相談員講習会指定事務等実施要綱

1 目的

「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定については、「介護保険法施行規則」（平成11年省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

2 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会として3年間の期間を定めて指定することができるものとする。

ただし、最初の指定については、指定日の次の4月1日から3年間とする。

(1) 指定講習実施者に関する要件

- ① 実施主体は法人（法人格を有しない団体等であつて、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む）であること。
- ② 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
 - ア 名簿の作成及び知事への送付
 - イ 申請事項に変更があつたとき又は廃止、休止、再開の知事への届出
 - ウ 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- ③ 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ④ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ⑤ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

(2) 事業内容に関する要件

- ① 講習は、講義と演習において行うものとし、受講者が講習課程での知識及び技術の習得がなされていることにつき、確認できるようなものであること。
- ② 講習は、年1回以上別紙1-1に定める以上の内容で開催されること。ただし、休止届を提出したときはこの限りでない。
- ③ 別紙3に従って、修了評価を実施すること。
- ④ 講師に関しては、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生が概ね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- ⑤ 講習受講者に対し、受講申込受付時または初回の講義時に本人確認をすること。

本人確認の方法については、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証、健康保険証、公的証明書等とし、その写しを保存するものとする。

- ⑥ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 講習の名称
 - ウ 事業所の名称、所在地、連絡先
 - エ 講習期間
 - オ 講習課程（カリキュラム）
 - カ 講師氏名
 - キ テキスト
 - ク 修了評価の実施方法
 - ケ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い（補講の実施方法等）
 - コ 年間の開講時期及び講習会実施場所
 - サ 受講手続き（本人確認を含む。）
 - シ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し、必要な費用の額
 - ス その他、必要事項
- ⑦ 講習を実施するにあたり、必要な種類と受講者数に応じた適切な数量の備品・福祉用具を確保すること。また、その内容を別添第7号様式に記載し、提出すること。

（3）募集に関する要件

- ① 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）
- ② 講習会を実施するにあたっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ア 「介護保険法施行令」の第4条第1項に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所において勤務することが可能であること。
 - イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ウ その他、講習会の内容に関する重要事項

（4）修了年限に関する要件

- ① 別紙1に定める講習課程においては、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2カ月以内で修了すること。
ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。
- ② 講習受講者が、やむを得ない事情等により、講習の一部を受講しなかった場合であって、1年以内に、同一の実施者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、別紙1-1を満たしていると認められた場合は、福祉用具専門相談員指定講習会の課程を修了したのものとして差し支えないものとする。

3 指定申請手続等

(1) 指定の申請

指定講習会の事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する2カ月前までに、次に掲げる事項について第1号様式に次の書類を添付の上申請すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請者の事業概要、組織概要及び資産状況
- ウ 講習会の名称及び課程（別添第1号様式による）
- エ 事業所の所在地
- オ 運営規程
- カ 当該年度の講習課程に係る日程及び実施場所を記載した事業計画表及び各講習の時間割表（別添第2及び別添第3号様式による）
- キ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（別添第5号様式による）
※講義を行う講師の一覧表及び講師の履歴書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）、保有する資格等の証明書、当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）を添付すること。（別添第4及び別添第6号様式による）
- ク 使用備品・福祉用具一覧（別添第7号様式による）
- ケ 修了証明書の様式
- コ 修了評価の課題と解答
- サ 講習に利用する施設の名称、所在地、教室の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- シ 申請者の前年度の決算書
- ス 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- セ 各講習の収支予算書（別添第8号様式による）
- ソ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- タ 受講料等の設定方法及び改定方法
- チ 募集案内等受講希望者に提示する書類

(2) 事業計画書の提出

指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1カ月前までに、第2号様式に次の書類を添付した事業計画書を提出すること。

- ア 前年度の計画との変更点及びその理由
- イ (1)のウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、セ、チに掲げる書類

(3) 変更の届出

指定講習会を実施する者は、(1)及び(2)の内容について、変更があった場合には、第3号様式に変更の内容が確認できる書類を添付し、10日以内に届け出ること。

また、講習実施中等にやむを得ない事情により講習の内容に関する事項を緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、道の指示に従うこと。

(4) 廃止、休止又は再開の届出

指定講習会を実施する者は、事業の廃止、休止若しくは再開したときには、第4～6号様式により、10日以内に届け出ること。

(5) 事業報告書の提出

指定講習会を実施する者は、毎事業年度終了後2カ月以内に、第7号様式に次の書類を添付した事業報告書を提出すること。

ア 開催日時及び場所

イ 受講者数及び修了者数

ウ 講習課程（別添第1号様式による）

エ 講習会時間割表（別添第3号様式による）

オ 担当講師一覧（別添第4号様式による）

カ 収支決算書（事業全体、各講習について提出すること。）（別添第8号様式による）

キ 受講修了者名簿（別添第9号様式による）

(6) 更新の申請

指定講習会を実施する者は、2の指定期間が満了した後も継続して講習会の指定を受けようとする場合は、期間が満了する2か月前までに第8号様式及び次の書類を添付の上、申請すること。

ア (1)のイ、ウ、エ、オ、ス、ソ、タ書類

イ 申請者の過去2年間の決算書及び翌年度の収支予算書

4 修了証書の交付等

指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙4に定める様式の修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

5 指定の取消し

指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

ア 当該指定講習会について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき。

イ 不正な手段により2の指定を受けたとき。

ウ 知事に対し、故意に虚偽の内容を報告したとき。

エ 5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき。

6 指定等の公表

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

7 その他

(1) 受講料等の額は、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額とすること。

(2) 講習会の実施状況及び講習修了者に関する記録は、永久保存とすること。

(3) 指定講習を実施する者は、北海道からの実地調査又は指定講習会に係る記録の提出若しくは照会に速やかに応じなければならない。

(附則)

この要綱の適用以前に、介護保険法施行令附則第18条第1項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」(平成18年厚生労働省告示第318号)により、知事の指定を受けたとみなされる福祉用具専門相談員指定講習事業者から提出された関係書類については、この要綱にかかわらず従前の例によることができる。

(附則)

この要綱は平成18年6月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成27年4月1日以降に開始する講習会に適用する。ただし、平成27年4月1日より前に開始される講習の取扱いについては従前の例による。